

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町1547 OTAスクエアビル7F

2 指名停止措置期間

令和7年8月8日から令和7年10月7日まで

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

関東建設工業（株）営業部長は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年4月1日付建設省営管第124号）別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第8号

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 指定区域内*の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 指定区域*外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヵ月以内
※指定区域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県をいう。	